

学校施設のブロック塀等の対策

— 安全対策等状況調査結果と今後の対応 —

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部参事官 森 政 之

1. はじめに

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び活動する場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。そのため、文部科学省では、学校施設における構造体の耐震化、非構造部材の耐震対策を踏まえた老朽対策、防災機能の強化等、様々な取組を通して、学校施設の防災・減災対策を推進しているところである。

2. 学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の実施および文部科学省の支援

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、学校のブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという大変痛ましい事故が発生した。

当該事故を受けて、文部科学省では、6月19日に全国の教育委員会等に対して、組積造および補強コンクリートブロック造の塀（以下、「ブロック塀等」という。）の安全点検等の要請を行うとともに、その進捗状況を調査し、8月10日に結果を取りまとめ、公表した。

この調査により、「安全性に問題があるブロック塀等を有する学校」が、全国の学校（51,082校）の約4分の1に当たる12,652校にのぼるとともに、安全性に問題があると判明したにもかかわらず応急対策が完了していない学校が約2割あることが判明した。

この結果を受け、文部科学省では、各学校設置者に対して、速やかな安全点検の完了や児童生徒等への注意喚起を行うなどの応急対策を実施するとともに、安全性に問題があると判断されたブロック塀等については、速やかに改善を図るよう、8月10日付けで通知した。また、各学校設置者が安全性に問題があるブロッ

ク塀等に対して、早急な安全対策が講じられるよう、平成30年度第1次補正予算において、臨時特例交付金を創設するなどし、平成30年度中に国庫補助申請のあった全ての事業について採択するとともに、速やかな安全対策等の完了を要請してきた。

3. 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の実施および今後の対応

その後、学校施設におけるブロック塀等の安全点検や安全対策の進捗状況を把握するため、次のとおり安全対策等状況調査を実施し、令和元年8月7日に結果を取りまとめ、公表した（表-1および図-1）。

(1) 調査の項目

① 調査対象

全国の国公私立の幼稚園、幼保連携型

表-1 全国の学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況

区分	調査対象となる学校数 [校]	調査対象となる学校のうち、廃校となった学校数 [校]	未報告の学校数 [校]	①ブロック塀等の有無		②ブロック塀等を有する学校 [B]								③ブロック塀等を有していない学校 [C]				
				ブロック塀等を有する学校数 [校]	ブロック塀等を有していない学校数 [校]	保有する全てのブロック塀等の安全性を確認している学校数 [校]	外観に基づく点検及びブロック内部の点検によりブロック塀等の安全性の確認が取れた学校数 [校]	改修、又は新たなブロック塀等への再整備により安全性を確保した学校数 [校]	外観に基づく点検、又はブロック内部の点検の結果、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校数 [校]	保有する全てのブロック塀等の安全性を確認している学校数 [校]	保有する全てのブロック塀等の安全性を確認している学校数 [校]	点検が完了した学校数 [校]	外観に基づく点検が完了しているが、ブロック内部の点検が完了した学校数 [校]	外観に基づく点検が完了していない学校数 [校]	ブロック塀等以外の再整備、又は恒久的な撤去を完了した学校数 [校]	新たな閉鎖に向けた撤去を完了した学校数 [校]	新たな閉鎖への再整備については令和2年3月未までに完了した学校数 [校]	新たな閉鎖への再整備については令和2年4月以降に完了した学校数 [校]
	※2 A [B+C+廃校+未報告]	廃校	未報告	B [D+G+J]	C [M+N]	D [E+F]	E	※3 F	G [H+I]	H	I	J [K+L]	K	L	M	N [O+P]	O	P
公立学校	14,839	125	0	10,917	3,797	3,451	2,117	1,334	4,513	3,199	1,314	2,953	2,953	0	3,436	361	346	15
国立学校	137	0	0	91	46	36	27	9	53	53	0	2	2	0	44	2	2	0
私立学校	5,304	13	36	4,733	522	2,856	2,352	504	1,242	663	579	635	592	43	504	18	14	4
合計	20,280	138	36	15,741	4,365	6,343	4,496	1,847	5,808	3,915	1,893	3,590	3,547	43	3,984	381	362	19

※1 平成31年4月1日現在の状況を記入

※2 「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（平成30年8月10日公表）において、【ブロック塀等を有する学校数】および【未報告・点検が未完了の学校数】を調査の対象としている

※3 平成30年6月19日以降に安全対策を完了した学校数を計上

※4 私立学校に株式会社立学校を含む

※5 公立学校に公立大学附属学校を含む

認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校のうち、前回調査（「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査」（平成30年8月10日公表））において、ブロック塀等を有していた学校^{※1}。

※1：[ブロック塀等を有する学校数] および [未報告・点検が未完了の学校数] として報告した学校

②調査内容

学校敷地内に設置されている、ブロック塀等の安全点検^{※2}および安全対策^{※3}の実施状況など。

※2：安全点検…外観に基づく点検および、外観に基づく点検で安全性に問題があるとされなかったブロック塀等のうち、今後、撤去等の予定がないものの内部の点検。

※3：安全対策…改修、再整備、再整

備に向けた撤去、恒久的な撤去。

③調査時点

平成31年4月1日現在

(2)調査結果の概要

今回の調査対象は、前回の調査対象51,082校のうち、ブロック塀等を有していた20,280校。

- ①学校施設のブロック塀等の安全点検、安全対策が進捗し、
 - ・ブロック塀等の無い学校および撤去済の学校…35,305校（全学校数^{※4}の69.1%）
 - ・安全確認済（改修によるものを含む）…6,343校（同12.4%）
 - ・令和2年3月末までに安全対策を完了予定の学校…3,915校（同7.7%）であった。計45,563校（同89.2%）
- ②この他の学校は、安全点検や安全対策を実施中であり、

・外観点検では安全性に問題がないが、内部点検が未完了のブロック塀等について点検中の学校…3,547校（同6.9%）

・道路沿いにないなどの理由により、令和2年4月以降に安全対策を完了予定の学校…1,893校（同3.7%）

であった。計5,440校（同10.6%）

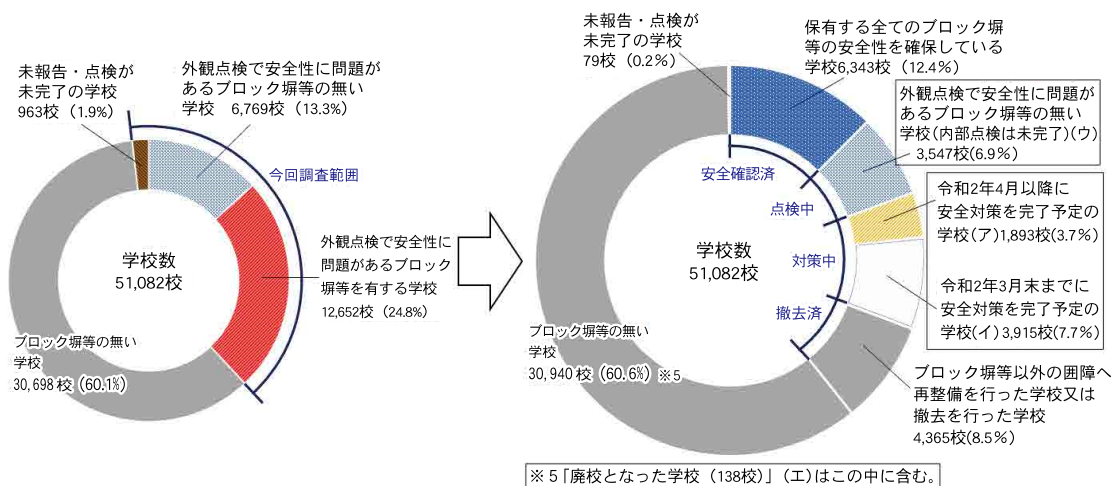
※4：全学校数は、前回調査の調査対象の学校数51,082校とした。

(3)調査結果を踏まえた文部科学省の対応方策等

- ①本調査結果を周知するとともに、いまだにブロック塀等の点検が完了していない学校や、安全対策が完了していない学校が見られるため、各学校設置者に以下の対応をお願いする通知（「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果および早急な安全

【参考】 前回調査(平成30年8月10日公表)

○今回調査（平成31年4月1日現在）



文部科学省の対応方策等^{※6}

○各学校設置者に、遅滞なく確実な実施を求めた対応

ア・イ	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に撤去や再整備といった安全対策を完了すること。 ・撤去や再整備が完了するまでの間は、児童生徒等がブロック塀等に近寄れない立入禁止措置を確実に講じること。
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去の予定がないものは内部点検を早急に完了すること。 ・遅滞なく専門家の指導を受けるなどし、効率的に点検を進めること。
エ	<ul style="list-style-type: none"> ・廃校については、 学校施設が引き続き学校設置者の財産である場合は、学校設置者において早急に安全対策を完了等すること。 学校設置者以外の財産となる場合は、ブロック塀等の安全性の状況について学校施設を引き継ぐ者に確実に伝えること。

○学校施設のブロック塀等の安全点検・安全対策に関する技術資料や相談窓口等を周知

○内部点検や撤去を迅速に実施した事例を周知

※6：「学校施設のブロック塀等における安全対策等のフォローアップについて（通知）」令和元年9月9日付元施参事第28号より

図－1 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果

対策の完了について（通知）」令和元年8月7日付元施参事第25号）を发出した。

○各学校設置者に求めた対応

- ・安全性に問題があると判明したブロック塀等について、早急に安全対策を完了すること。
- ・ブロック塀等の点検が完了していない場合、早急に点検を完了すること。
- ・今回調査対象とした学校におけるブロック塀等の安全対策等の実施状況に関する情報について、公表に努めること。

②点検や安全対策が未完了のブロック塀等については、安全対策等が完了するまでの間、各学校設置者に遅滞なく確実な実施を求める対応等について通知（「学校施設のブロック塀等における安全対策等のフォローアップについて（通知）」令和元年9月9日付元施参事第28号）を发出した。

③今後も安全対策等の実施状況に関するフォローアップ調査を実施する予定である。

4. 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）の概要およびブロック塀等の点検

文部科学省では、近年の大規模な地震において、天井材の落下など、いわゆる「非構造部材等」の被害も発生していることを受け、学校設置者や学校の教職員

が非構造部材の耐震対策の重要性とともに、その点検および対策の手法に関する理解を深め、耐震対策を進めるきっかけとなるよう、平成22年3月に「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」を作成した。さらに、平成27年3月に非構造部材等の耐震対策を一層推進するため、東日本大震災以降新たに施行された吊り天井の脱落防止のための告示（技術基準）等を踏まえ、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」を作成し、取組を支援してきた。

その後、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により人的被害が発生したことを受け、文部科学省では、ブロック塀等の安全点検と必要な改善を速やかに実施していただくため、建築基準法施行令の技術基準を基に、ブロック塀等の点検ポイントについて紹介したガイドブック（改訂版）の追補版を作成した（図-2）。本ガイドブックでは、学校設置者や学校の役割を明確にし、具体的な点検項目と対策の方向性を示している。

併せて、庇や軒などについて、これまでも外壁の一部として点検を実施していただくこととしていたが、平成31年1月に発生した大阪府内の小学校校舎出入口上部の庇が落下した事故を受け、庇や軒などの点検ポイントをより詳細に記載する修正等も掲載している。

なお、ガイドブックは一般的な小中学校施設を想定しているが、基本的な考え方は類似の施設をもつ幼稚園、高校、大学、社会体育施設などにも有効だと考えられる。

（1）非構造部材は、いつ、誰が点検するのか

非構造部材等の耐震点検は、施設の管理者である学校設置者が責任をもって実施する必要がある。点検を円滑に進めるため、学校教職員、設計実務者などの専門家および関係部署と連携し、点検のための体制づくりをすることが重要である。

ガイドブックでは、学校教職員と学校設置者が役割分担しながら、地震に備えて定期的・継続的に点検するものとしている。

学校教職員は、施設を日常的に使用している者として、日々活動する中で施設・設備の不具合を見つけ、危険箇所を察知

できる立場にあることから、主に目視により錆やひび割れなどの異常を発見し、その進行状況の確認を行う。学校教職員が行う点検には、学校保健安全法第27条に基づく安全点検がある。この安全点検は、児童生徒などが日常的に使用する施設・設備全般を対象とした点検であることから、非構造部材の点検をその一つとして実施することも考えられる。

学校設置者は、点検の目的や主体、時期、項目、方法などを定めた点検方針や点検実施計画などを策定し、点検に当たっては、専門的な見地から点検を実施する。学校設置者が行う点検には、学校の規模などにより建築基準法第12条に基づく調査・点検の実施が必要となる場合がある。この調査・点検は、建物の劣化状況について一級建築士などが実施するものであることから、劣化に関する点検についてはこの点検と併せて実施することや、この結果を活用することも考えられる。

（2）ブロック塀等は、何を点検するのか

学校施設にあるブロック塀等について、学校教職員および学校設置者が行う耐震点検は、以下のとおりであり、継続した点検によって予防的な対策に結び付けていくことが重要である。

学校教職員が行うブロック塀等の耐震点検は、塀に傾き、ひび割れ等が認められる場合は、地震等により塀が倒壊する可能性があるため、異常が見当たらないか定期的に点検する。毎学期1回程度実施することが考えられる（写真-1, 2, 3, 4）。

学校設置者が行うブロック塀等の耐震点検は、経年による劣化状況と技術基準への適合状況を点検する。一般的に点検頻度は、以下①～③の三つが考えられる。各学校設置者の状況を踏まえて検討し、計画的に実施することが重要である。

①耐震性一斉点検

ブロック塀等が現行の技術基準（建築基準法施行令）に則して設置されているか確認する。外観点検については、専門家による確認の下で点検を実施する。内部点検については、専門家による点検を実施する。

②定期的に行う劣化点検

ブロック塀等の中には、経年により亀裂、傾き、ぐらつき、錆汁が発生し、耐震性能が低下するものがあるため、学校



図-2 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）



写真-1 塀のひび割れ



写真-2 塀の傾き

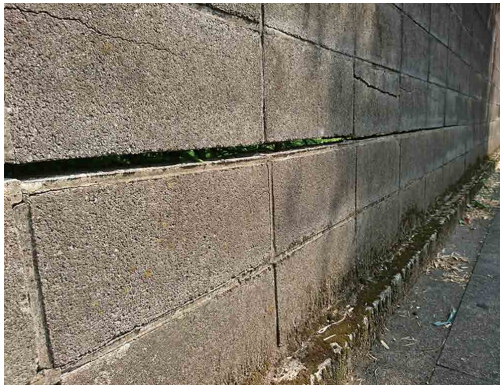


写真-3 塀のひび割れ、すき間



写真-4 控え壁の損傷

教職員の点検結果も踏まえて、定期的な劣化状況について専門的な見地から点検する。建築基準法第12条に基づく点検を活用することも考えられる。

③臨時に行う劣化点検

学校教職員の点検で見つかった劣化状況について、特に緊急を要するものについては、定期的な点検を待たずに臨時で詳細な点検を行う。

なお、耐震性や劣化状況の確認については、平成31年1月に耐震改修促進法の基本方針別添の耐震診断方法と同等の方法として国土交通大臣に認定された「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（国土交通大臣指定耐震改修センター、(一)助日本建築防災協会）に示される診断基準により行うこともできる。

(3) ブロック塀等の点検を踏まえた対応

学校教職員は、点検結果を学校設置者に報告するとともに、異常が認められる場合は、詳細な点検を実施するまでの間、注意喚起や近寄れない措置等の応急対策を実施する。

学校設置者は、ブロック塀等に異常が認められる場合、専門家に相談し、改修

や撤去、再整備の安全対策を講じる。

5. おわりに

ブロック塀等の安全点検や安全対策について、文部科学省では、今後とも、引き続きフォローアップ調査を実施するなど、学校施設の安全性確保に取り組んでいきたい。

また、ブロック塀等や非構造部材等を含む学校施設の耐震対策については、専門的・技術的な内容の相談窓口を開設しているほか、各種セミナーにおいて、ブロック塀等や非構造部材等の耐震対策に関する取組を周知している。

南海トラフ地震や首都直下地震などの大地震の発生が想定される中、非構造部材等についても一層の安全性が求められていることから、これらを参考に、学校設置者や学校などにおいて、ブロック塀等や非構造部材等の耐震点検が推進されることを期待する。

【参考資料】

- 1) 学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1407229.htm
- 2) 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1419918.htm
- 3) 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）・（追補版）、点検チェックリスト
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm
- 4) 学校施設の耐震化推進に関する相談窓口
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/03061201/004.htm